

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に基づく特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面に記載する事項を定める省令案に対するパブリックコメントの結果について

平成 18 年 12 月 18 日  
経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室  
国土交通省総合政策局国土環境・調整課  
環境省地球環境局環境保全対策課フロン等対策推進室

1. 概要

フロン回収・破壊法の改正に伴い制定される省令案について、以下のとおり意見募集を行った。

- (1) 募集期間 : 平成18年10月6日(金)～平成18年11月4日(土)
- (2) 告知方法 : 経済産業省、国土交通省及び環境省ホームページでの告知、窓口配布並びに記者発表
- (3) 提出方法 : 郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか

2. 意見の提出件数 1通

内訳

ファックス	1 通	事業者団体	1 通
-------	-----	-------	-----

3. 整理した意見の総数 3件

内訳

記載事項に関する意見	1件
書面の様式に関する意見	2件
合計	3件

4. 意見に対する考え方

別紙のとおり

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に基づく特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面に記載する事項を定める省令案への御意見に対する考え方

No.	条項	分類	御意見等の概要	件	御意見等に対する考え方
1	-	記載事項	法第19条の3第1項に規定する、第一種特定製品廃棄等実施者が記載する事項に一致させるため、記載事項のうち「第一種特定製品の設置の有無」を「第一種特定製品の有無及び有りの場合は第一種特定製品の種類及び数」とする。	1	特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者（第一種特定製品の廃棄等を行おうとする者）に対して、請け負おうとする解体工事の建物中の第一種特定製品の有無を説明する目的は、フロン回収・破壊法上の義務を特定解体工事発注者に認識させることにより、第一種フロン類回収業者への引渡しを促すことにあり、特定解体工事元請業者が交付する書面に第一種特定製品の種類及び数を記載することは当該目的になじまないため、本省令で義務づけることは適当ではないと考えます。
2	-	その他	ここで示された項目の記載事項が満たされていれば、特定解体工事元請業者がそれぞれ独自の様式の書面を作成して良いと解釈してよいか。	1	本省令で規定するのは記載事項のみであり、記載事項が全て満たされた書面であれば、その書面をお使いいただき差し支えないと考えます。
3	-	その他	統一した様式の書面を定め、手引書等で広報する計画があるか。	1	御質問の点につきましては、柔軟な対応が可能なように主務省令では必要最小限のことを定めることとし、国において省令で様式を統一することまでは考えておりません。